

新型コロナウイルス感染症の影響による
減免対象判定フローチャート
(国民健康保険料)

「世帯の主たる生計維持者」が下記に該当する場合、保険料の減免が受けられます。

※「世帯の主たる生計維持者」とは、世帯の生計を主として維持する方をいい、国民健康保険では基本的には世帯主となります。世帯主以外の被保険者の所得により生計が維持されている場合で、下記要件にあてはまる場合はご相談ください。

